

障害者活躍推進計画

機関名	津市消防本部
任命権者	津市消防長
計画期間	令和２年４月１日～令和７年３月３１日（５年間）
津市消防本部における障がい者雇用に関する現状	津市消防本部は、障害者雇用率の除外職員である消防吏員等で構成されており、障がいのある職員は現在在籍していない。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進することを目標とする。 なお、目標の達成に係る評価については、障がいに対する理解を深めるための各種研修に係る職員の受講状況について確認を行い、受講内容について消防本部内で周知することをもって行うものとする。
②定着に関する目標	不本意な退職が極力発生しないよう、障がいの特性に合わせた働きやすい職場環境の整備を目標とする。 ※ 今後、障がいのある職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
１．障がいのある職員の活躍を推進する体制整備	○ 消防総務課長を障害者雇用推進者として選任する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３ヶ月以内に選任します。 ○ 障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む）は、三重労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。
２．障がいのある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出	障がいにより、従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、三重労働局に相談するなどし、負担を軽減して遂行できる職務内容について検討する。
３．障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理	障がいのある職員の在籍があった場合は、当該職員からの相談や面談を通じて必要な配慮等を把握し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の考え方に基づき、必要な措置を講じます。
４．その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がいのある方々の活躍の場の拡大を図る。